

地ノ島利用規約

(総則)

第1条 地ノ島イベントフィールドの利用について、この利用規約の定めるところによる。

(遵守事項)

第2条 地ノ島を利用する者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 地ノ島の自然を壊さないこと。
- (2) 公序良俗に反しないこと。
- (3) 火の始末をすること。
- (4) 島に持ち込んだものを持ち帰ること。
- (5) 狩猟をしないこと。
- (6) 地ノ島で掘る行為、石の持ち帰り、海岸の掘削・占用、木の伐採、建造物の建設をしないこと。
- (7) 海岸を独占しないこと。
- (8) 各種届出が必要な場合には速やかに対応すること。
- (9) 地ノ島で漁をしないこと。
- (10) 立入禁止区域に入らないこと。
- (11) その他地ノ島の利用上支障があると認められる行為をしないこと。

(占用使用)

第3条 占用使用（有田市初島町浜字地ノ島1796番地、1802番地）は原則、4月1日から11月30日までとし、使用日の属する月の6ヶ月前までに、所定の申込書、誓約書および企画書を地ノ島協議会（運営者）に提出しなければならない。

2 使用日の属する月の6ヶ月前以降であっても、使用申込のない日は、前項同様に申込みができるものとする。

3 申請書の提出において、地ノ島協議会が必要と判断した場合は、各種資料の請求ができるものとする。

4 申込みは月末で締めるものとし、翌月10営業日以内に決定するものとする。

(原状復帰)

第4条 地ノ島内施設および備品の汚損、破損、紛失、焼失等は、使用者側の責任で原状復帰とすること。また、使用後は清掃を行うこととし、使用中に生じたゴミは、使用者側で処分すること。

2 使用後の原状復帰がなされていないことが発覚した場合、原状復帰に必要な費用を支払うこととする。

(罰則規定)

第5条 遵守事項に反する行為、およびその他の者に迷惑をかけるような行為を確認した場合、3年間の使用停止とする。

2 第4条の原状復帰を行わない場合、必要となる費用を支払うまで使用を認めないこととする。

(注意事項・書式)

第6条 この要領に係る詳細について、別紙に定める注意事項、書式は次のとおりとする。

2 別紙1「地ノ島案内図」

3 別紙2「地ノ島イベントフィールド占用使用要領」(第3条関係)

4 別紙3「地ノ島占用使用申込書」(第3条関係)

5 別紙4「地ノ島占用使用誓約書」(第3条関係)

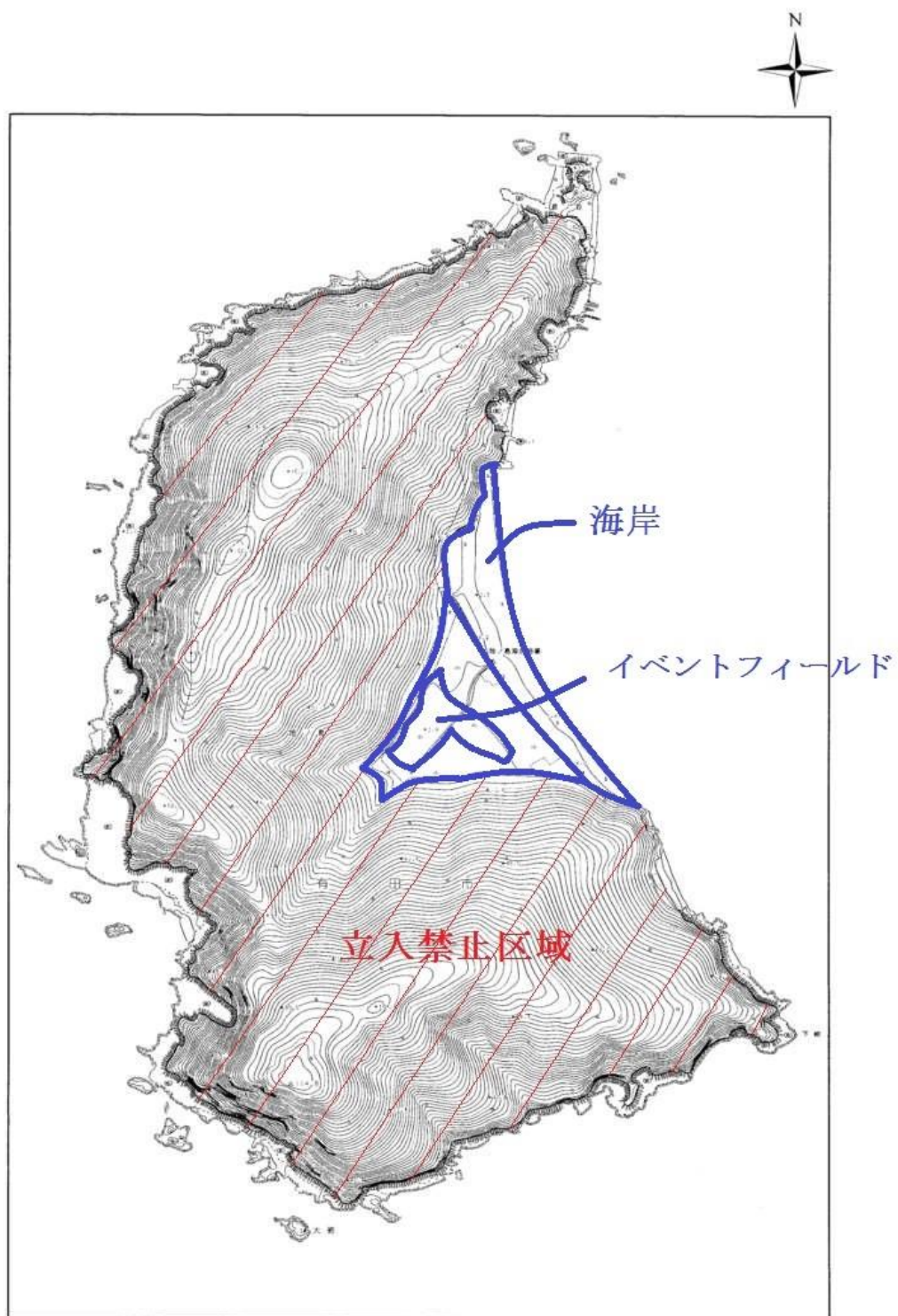
(その他)

第7条 この規約に定めのない事項によって起こった問題については、その都度協議会で協議決定する。

附則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

【別紙1】地ノ島案内図



1:5,000

【別紙2】（第3条関係）

地ノ島イベントフィールド占有使用要領

1 使用内容の可否

内容 可否 注意事項

1	行商、募金その他これに類する行為	可	
2	参加者からの料金徴収があること	可	
3	競技会・集会・展示会・博覧会	可	
4	参加者を募って写真・映像等の撮影（撮影会）をすること	可	※公序良俗に反しないこと
5	被写体（人物等）を撮影すること	可	※公序良俗に反しないこと
6	音楽を流すことおよび音響機器（DJブース等）を設置・使用すること	応相談	※常識的な音量であること
7	サバイバルゲーム、鬼ごっこ	可	※立入禁止区域に入らないこと ※BB弾の使用は不可 ※火気（花火・火薬類等）の使用は不可
8	その他（上記以外の項目）	応相談	

2 使用料（渡船料、備品レンタル、サポートの人権費は含まない）

平日1日 貸切 50,000円/日

土日祝 貸切 200,000円/日

※ただし、地ノ島イベントフィールド使用料減免規程に該当する場合はこの限りでない。

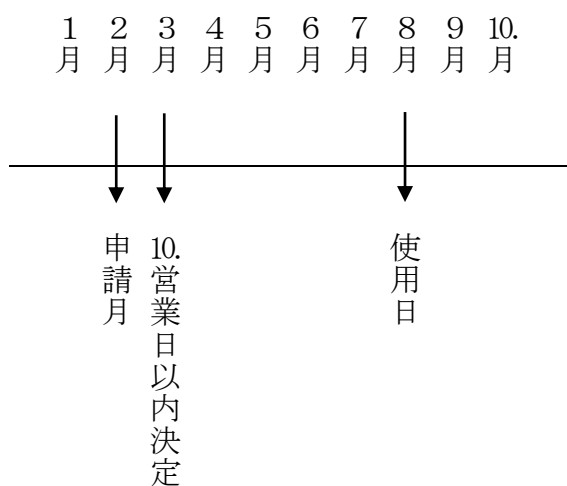
3 申込みの流れ

（1）申込について（仮予約）

地ノ島協議会（運営者）に連絡のうえ、電話もしくはメールにて申込みこと。

- ・申込期限：使用日の属する月の6ヶ月前まで
- ・必要書類：申込書、誓約書、企画書

例)



使用月	申請月
1月	7月
2月	8月
3月	9月
4月	10月
5月	11月
6月	12月
7月	1月
8月	2月
9月	3月
10月	4月
11月	5月
12月	6月

(2) 申込みの確定について (本予約)

- ・使用料の支払いをもって確定とする。

(3) 使用料の支払い

- ・申込みの確定後2週間以内に、全額支払いをすること。

※期限内に支払われなかった場合、確認連絡の後、3営業日以内に支払われなければ自動的にキャンセルとする。

・キャンセル料は使用日の30日前までは発生しない。それ以降は、全額キャンセル料が発生する。(欠航及び、天災等の相当の理由があると認められる場合は除く)

(4) その他

- ・希望日が重なった場合は、企画内容で判断するものとする。
- ・利用可能団体は、原則1日1団体とする。

【申込先】

〒649-0306

和歌山県有田市初島町浜1245-3

地ノ島協議会あて

TEL：080-4140-4701

MAIL：jinoshima.arida@gmail.com

地ノ島協議会 ・ 行為許可

- ・ 使用料
- ・ 島内管理（運営者が実施）
- ・ 使用料徴収（運営者が実施）

初島渡船企業組合（運航時間）

- ・ 渡船

主催者 ・ 安全管理

- ・ 島内施設管理（トイレ、イベントフィールド等）
- ・ 島内清掃（ゴミ拾い、ゴミ処理）

【別紙3】（第3条関係）

地ノ島占用使用申込書

令和 年 月 日

地ノ島協議会 殿

所在地： _____

団体名： _____

代表者名： _____

担当者名： _____

TEL： _____ FAX： _____

下記のとおり地ノ島の占用使用を申込みますので、審査願います。

使用日時	令和 年 月 日 (曜日) 時 分から 令和 年 月 日 (曜日) 時 分まで
催物・集会名等	
企画（使用方法）の概要	
参加予定 人数	名
参加費の有無 （金額）	有・無 (円)
地域活性化への つながり	
特記事項等	
	当日連絡先（携帯）

【別紙4】（第3条関係）

地ノ島占用使用誓約書

地ノ島協議会 殿

地ノ島イベントフィールドを使用するにあたり、以下の内容を遵守すること、および反社会勢力とは一切関係がないことを誓約いたします。

（遵守事項）

次に掲げる事項を遵守することを誓約いたします。

- (1) 地ノ島の自然を壊さないこと。
- (2) 公序良俗に反しないこと。
- (3) 火の始末をすること。
- (4) 島に持ち込んだものを持ち帰ること。
- (5) 狩猟をしないこと。
- (6) 地ノ島で掘る行為、石の持ち帰り、海岸の掘削・占用、木の伐採、建造物の建設をしないこと。
- (7) 海岸を独占しないこと。
- (8) 各種届出が必要な場合には速やかに対応すること。
- (9) 地ノ島で漁をしないこと。
- (10) 立入禁止区域に入らないこと。
- (11) その他地ノ島の利用上支障があると認められる行為をしないこと。

（免責事項）

地ノ島イベントフィールドを使用して起こった事故、天災等によりイベントフィールドの使用が不可能な事態が生じた場合、これによって受けた損害を一切請求いたしません。

（使用の強制停止）

地ノ島イベントフィールドの使用にあたり、その他の者からの苦情などがあつた場合、遵守事項に反していることが明らかなきは、強制的に使用を停止させられても一切異議申し立てません。

住所 _____

氏名 _____ (印)